



宮 崎 県 公 報

平成29年4月13日(木曜日) 第 2886 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定……………(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の名称の変更……………(“) 1	
○指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 1	
○指定障害児通所支援事業の廃止……………(“) 2	
○指定障害福祉サービス事業者の指定……………(“) 2	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(“) 2	
○保安林の指定予定の通知(2件)……………(自然環境課) 2	
○歳入の収納の事務の委託……………(水産政策課) 3	
○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正	

する告示……………(水産政策課) 3
公 告
○狩猟免許試験の実施……………(自然環境課) 4
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 5
○争議行為の通知……………(雇用労働政策課) 5
○肥料の登録……………(農業連携推進課) 5
○肥料の登録の有効期間の更新……………(“) 5
○肥料の登録の失効……………(“) 6
○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 6
○土地改良区連合の役員の就退任の届出……………(“) 6
労働委員会告示
○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、 閏歴等の公示…………… 7

告 示

宮崎県告示第 284号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
川並 崇寛 (ひなた鍼灸整骨院)	都城市志比田町4946-9	平成29年3月15日

宮崎県告示第 285号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項に

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4550700050	放課後デイ やKIDS	串間市大字西方28 64番地	合同会社ワークス ベース絆	串間市大字西方38 13番地1	平成29年3月31日	放課後等デイサ ービス

においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
野村 理恵 ひなた鍼灸接骨院	都城市志比田町4946-9

2 届出事項

施 術 所 の 名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
きのした鍼灸整骨院	ひなた鍼灸整骨院	平成29年3月13日

宮崎県告示第 286号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成29年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

4550700068	放課後等デイサービス きらり	串間市大字北方7358番地2	社会福祉法人さつき福祉会	串間市大字北方7358番地2	平成29年3月31日	放課後等デイサービス
4550300299	児童発達支援センター あはは	延岡市野地町4丁目3535番地1	特定非営利活動法人SUNクラブひまわり	延岡市野地町4丁目3535番地1	平成29年4月1日	児童発達支援、保育所等訪問支援
4551726062	ぐろーあっぷ 三股	北諸県郡三股町神田40番地13	株式会社peace of mind	小林市南西方8441番地	平成29年4月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 287号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300018	児童発達支援事業所あはは	延岡市野地町4丁目3535番地1	特定非営利活動法人SUNクラブひまわり	延岡市野地町4丁目3535番地1	平成29年3月31日	児童発達支援

宮崎県告示第 288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成29年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510800057	清水台通所センター	西都市大字清水 793番地	社会福祉法人光陽会	西都市大字清水 793番地	平成29年4月1日	自立訓練（生活訓練）
4512050446	ちへいせん	児湯郡川南町大字川南1170番地 128	株式会社ラクーン ドッグ	児湯郡川南町大字川南1170番地 128	平成29年4月1日	就労継続支援B型
4510600622	歩	日向市大字日知屋 16476番地 2	一般社団法人福丸緑	日向市大字日知屋 3389番地48	平成29年4月1日	就労継続支援B型
4512140239	浩洋ワーキングクラブ	東臼杵郡門川町宮ヶ原4丁目74番地	医療法人浩洋会	東臼杵郡門川町宮ヶ原4丁目80番地	平成29年4月1日	就労継続支援B型
4510201124	こころライフ	都城市梅北町 11848番地	社会福祉法人こころ	都城市梅北町 11848番地	平成28年10月1日	生活介護、就労継続支援B型

宮崎県告示第 289号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーションにちりん	日向市	訪問看護事業所	平成29年4月1日

宮崎県告示第 290号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町江平字木下1805-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 291号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字銀鏡字杖立 542-乙-1、字風土野 597-1、597-3、609
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字杖立 542-乙-1・字風土野 597-1・597-3・609
(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 292号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務	宮崎県信用漁業協同組合連合会	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成29年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 293号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程(昭和55年宮崎県告示第 115号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p>第 2 条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその 1 沿岸漁業従事者等、1 認定中小企業者及び 1 促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、東日本大震災(東日本大震災特財法第 2 条第 1 項に規定する大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成29年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付の内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第 1 の償還期限等の欄に掲げる期間をそれぞれ 3 年間延長して適用するものとする。</p>	<p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p>第 2 条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその 1 沿岸漁業従事者等、1 認定中小企業者及び 1 促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、東日本大震災(東日本大震災特財法第 2 条第 1 項に規定する大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成30年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付の内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第 1 の償還期限等の欄に掲げる期間をそれぞれ 3 年間延長して適用するものとする。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第 2 条の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成29年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 狩猟免許試験の日時及び会場

試験は、平成29年度において 3 回行うものとし、その期日は、次表のとおりとする。

なお、試験の受付は、各試験会場において、午前 8 時30分開始とする。

区分	試験日	開始時間	試験会場
第 1 回	7 月 6 日 (木曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 7 号館会議室 宮崎市橋通東 2 - 10 - 1
			宮崎県西臼杵支庁会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井 22
			日向市中央公民館 日向市中町 1 - 31
			宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町6464
第 2 回	7 月 6 日 (木曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 7 号館会議室 宮崎市橋通東 2 - 10 - 1
			宮崎県西臼杵支庁会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井 22
			日向市中央公民館 日向市中町 1 - 31
			宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町6464
第 1 次試験	9 月 3 日 (日曜日)	午前 9 時	宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橋通東 2 - 10 - 1
			延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地 1
第 2 次試験			宮崎県庁附属棟会議室

回	次試験	9 月 3 日 (日曜日)	午後 1 時	宮崎市橋通東 2 - 10 - 1
				延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地 1
第 3 回	1 次試験	1 月 21 日 (日曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 7 号館会議室 宮崎市橋通東 2 - 10 - 1
				宮崎県立農業大学校 児湯郡高鍋町大字持田5733
回	2 次試験	1 月 21 日 (日曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 7 号館会議室 宮崎市橋通東 2 - 10 - 1
				宮崎県立農業大学校 児湯郡高鍋町大字持田5733

2 受験資格

宮崎県内に住所を有する者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条各号のいずれかに該当する者を除く。）

3 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟免許試験は、第 1 回、第 2 回は網猟免許、わな猟免許、第 1 種銃猟免許、第 2 種銃猟免許の試験、第 3 回はわな猟免許の試験とし、それぞれ、狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験（1 次試験）、技能試験（2 次試験）とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

4 受験申込手続

(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添付して提出すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者には、3,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて払い込むものとする。）

イ 52円の返信用郵便切手 1 枚

ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第 2 号から第 4 号までに該当しない旨の診断書） 1 通

エ 住民票 1 通

(2) 書類の提出先及び期間

第 1 回試験の受験希望者は 5 月 8 日（月曜日）から 5 月 26 日（金曜日）までの間に、第 2 回試験の希望者は 7 月 10 日（月曜日）から 7 月 28 日（金曜日）までの間に、第 3 回試験の希望者は 12 月 11 日（月曜日）から 12 月 28 日（木曜日）までの間に、住所を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

- 5 受験者への通知等
 狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。
 申請者は、受験票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。
- 6 狩猟免許試験の合格者
 合格者には、狩猟免許状を交付する。
- 7 狩猟免許試験についての問い合わせ
 宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。
-
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
 平成29年4月13日
 宮崎県知事 河野俊嗣
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) ドラッグストアモリ日南店
 日南市上平野町二丁目12番3 外
 - 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出
 大規模小売店舗の新設
 平成29年2月9日
 - 意見の概要
 意見なし
 - 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
 平成29年4月13日から平成29年5月15日まで
-
- 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、宮崎医療生協労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。
 平成29年4月13日
 宮崎県知事 河野俊嗣
- 争議行為の目的
 賃金引き上げ要求、労働条件改善について
 - 争議行為の日時
 平成29年4月21日 午前8時30分から9時30分まで
 - 争議行為を行う場所
 宮崎市大島町天神前1171
 宮崎生協病院内
 - 争議行為の概要
 ストライキ
-
- 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
 平成29年4月13日
 宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	所在地	
宮崎県第1030号	肉骨粉	肉骨粉 5.0-17	TN 5.0 TK 17.0	その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成29年3月3日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TK：カリウム全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成29年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第974号	副産動物質肥料	パピロ1号	TN 6.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成17年2月17日 至 平成32年2月16日
宮崎県第1016号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体S	TN 6.0 TP 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	株式会社都城化製	宮崎県都城市高野町1237番地89	自 平成26年4月4日 至 平成32年4月3日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN : 窒素全量、TP : りん酸全量

肥料取締法 (昭和25年法律第 127号) 第14条の規定により、次の
とおり肥料の登録は、失効した。

平成29年 4 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	所在地	
宮崎県第 955号	肉骨粉	チキン骨粉	TN 9.0 TP 6.5		株式会社都城化製	宮崎県都城市高野町1237番地 89	平成29年 3 月 4 日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN : 窒素全量、TP : りん酸全量

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、
中方土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次の
とおり届出があった。

平成29年 4 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	中野 順市	宮崎市佐土原町上田島1377番地 2
理事	加藤 保	宮崎市佐土原町上田島7138番地 1
理事	園田 享司	宮崎市佐土原町上田島4067番地の 1
理事	満石 豊	宮崎市佐土原町上田島3984番地 2
理事	竹井 正嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理事	日高 洋	宮崎市佐土原町上田島4003番地 1
監事	比恵島 章之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3
監事	金丸 久義	宮崎市佐土原町上田島4041番地 1

(任期：平成31年 2 月22日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	竹井 正嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理事	加藤 保	宮崎市佐土原町上田島7138番地 1
理事	園田 享司	宮崎市佐土原町上田島4067番地 1
理事	満石 豊	宮崎市佐土原町上田島3984番地 2

理事	中野 順市	宮崎市佐土原町上田島1377番地 2
理事	金丸 久義	宮崎市佐土原町上田島4041番地 1
監事	比恵島 章之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3
監事	古市 泰弘	宮崎市佐土原町上田島4040番地 3

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第84条において準用する同
法第18条第16項の規定により、尾鈴土地改良区連合 (川南町) の役
員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年 4 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	金川 忠司	川南町大字川南 19243番地 2
理事	永友 定己	高鍋町大字持田2967番地
理事	清水 通治	川南町大字川南 18247番地 3
理事	湯地 信一	川南町大字川南 25273番地 6
理事	阿部 芳治	川南町大字平田3025番地 6
監事	橋本 重美	高鍋町大字持田4167番地
監事	井上 浩一郎	川南町大字川南5199番地1193

(任期：平成33年 3 月24日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	金川 忠司	川南町大字川南 19243番地 2
理事	永友 定己	高鍋町大字持田2967番地

理 事	清 水 通 治	川南町大字川南 18247番地 3	外 山 景 一	県商工観光労働部雇用労働政策課長	平29.4.4
理 事	湯 地 信 一	川南町大字川南 25273番地 6	中 川 育 江	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会事務局長	平27.8.20
理 事	阿 部 芳 治	川南町大字平田3025番地 6	日 野 直 彦	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平27.8.20
監 事	橋 本 重 美	高鍋町大字持田4167番地	山 口 弥 生	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平27.8.20
監 事	井 上 浩 一 郎	川南町大字川南5199番地1193	山 崎 真 一 朗	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平27.8.20
			横 山 節 夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会顧問	平27.8.20
			吉 田 寿 生	県労働委員会事務局調整審査課 課長補佐	平28.4.4

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成29年4月13日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

（五十音順）

（平成29年4月4日現在）

氏 名	閥 歴 及 び 現 職	委 嘱 日
有 村 文 雄	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会顧問	平27.8.20
江 藤 洋 行	県労働委員会使用者委員 吉原建設株式会社顧問	平27.8.20
大久保 貴 司	県労働委員会労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組 合会議顧問	平27.8.20
大 森 一 仁	県労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販代表取締役社 長	平27.8.20
奥 野 厚 子	県労働委員会事務局調整審査課 長	平28.4.4
金 丸 憲 史	県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	平27.8.20
川 島 達 朗	県労働委員会事務局長	平29.4.4
工 藤 久 昭	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平27.8.20
倉 掛 正 志	県労働委員会使用者委員 W A S H ハ ウ ス 株 式 会 社 監 査 役	平27.8.20
黒 木 忠 博	県労働委員会労働者委員 全宮崎交通労働組合連合会会長	平27.8.20
後 藤 厚 一	県労働委員会公益委員 元宮崎県総合博物館長	平27.8.20
坂 元 恵 美 子	県労働委員会使用者委員 社会福祉法人敬和会理事	平27.8.20

--	--